

○厚生労働省告示第三百七十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二第二号ロ(1)②中「法人をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二第七号ロ(1)②中「社団法人日本脳神経外科学会」という名称で設立された法人をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二第十二号ロ(1)②中「有限責任中間法人日本神経学会」を「一般社団法人日本神経学会」に改める。

第二に次の一号を加える。

六十三 硬膜外自家血注入療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脳脊髄液漏出症（起立性頭痛を有する患者に係るものであって、脳脊髄液漏出症の画像診断

基準（社団法人日本整形外科学会、社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本神経学会

、一般社団法人日本頭痛学会、一般社団法人日本脳神経外傷学会、一般社団法人日本脊椎外科学会、一般社団法人日本脊椎髄病学会及び日本脊椎髄障害医学会が認めたものをいう。)に基
づき確実であると診断されたものをいう。)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら神経内科、整形外科、脳神経外科又は麻酔科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 当該療養について一年以上の経験を有すること。

③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として四例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 神経内科、整形外科、脳神経外科又は麻酔科を標榜^{ぽう}していること。

② 病床を有していること。

③ 当直体制が整備されていること。

④ 緊急手術体制が整備されていること。

- ⑤ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ⑥ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑦ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑧ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑨ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

⑩ 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

第三に次の一号を加える。

四十 ゼレドロン酸誘導 $\gamma\delta$ T細胞を用いた免疫療法 非小細胞肺がん（従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。）